

ダイワMMF（マネー・マネージメント・ファンド）

自動継続投資約款

水戸証券株式会社

1. 約款の趣旨

この約款は、お客さま（以下「申込者」といいます。）と水戸証券株式会社（以下「当社」といいます。）とのあいだの、大和証券投資信託委託株式会社の発行するダイワMMF（マネー・マネージメント・ファンド）受益権（以下「ダイワMMF」といいます。）の自動継続投資に関するとりきめです。

当社は、この約款に従ってダイワMMFの自動継続投資契約を申込者と締結いたします。

2. 申込方法

（1）申込者は、所定の申込書に必要事項を記載のうえ署名捺印し、これを当社の本店および支店（以下「扱店」といいます。）に提出することによって行うものいたします。

（2）既に他の累積投資コースにおいて上記方法により申込みが行われ契約が締結されている場合は、第1回目の払込みをもってダイワMMFコースについての契約の申込みが行われたものいたします。

この場合、扱店より申込者にダイワMMFコースの「累積投資口座開設のご案内」を送付いたします。

（3）契約が締結されたとき、当社はただちに申込者のダイワMMF自動継続投資口座（以下「口座」といいます。）を設けます。なお、第1項の申込書に押捺された印影をもって当社へのお届出印といたします。

3. 金銭の払込み

申込者は、ダイワMMFの取得にあてるため、1回の払込みにつき1円以上1円単位の金銭（以下「払込金」といいます。）をその口座に払込むことができます。

4. 取得時期・価額

（1）当社は、申込者から取得の申込みがあった日の正午以前に払込金の受入れを当社が確認できたものについては当日に、正午を過ぎて申込日の翌営業日までに払込金を受入れるものについては申込日の翌営業日に、ダイワMMFを申込者に代って取得いたします。

ただし、払込金を申込日の正午以前に受入れようとする場合において、申込日の前日の基準価額が当初設定時の1口の元本価額（1口＝1円）を下回っているときは、取得の申込みに応じないものいたします。なお、上記の「払込金の受入れを当社が確認できたもの」とは、扱店内で確認されたものに限り、

（2）前項の取得価額は、取得日の前日の基準価額といたします。

（3）申込日の正午を過ぎて払込金を受入れた場合において、申込日の翌営業日の前日の基準価額が当初設定時の1口の元本価額（1口＝1円）を下回ったときは、前項（1）および（2）規定にかかわらず、申込日の翌営業日以降、最初に、取得にかかる基準価額（営業日の前日の基準価額）が当初設定時の1口の元本価額（1口＝1円）に復した計算日の基準価額により、当該計算日の翌日に、ダイワMMFを申込者に代って取得します。

（4）取得されたダイワMMFの所有権ならびにその元本、または果实に対する請求権は、当該取得日から申込者に帰属するものいたします。

5. 受益権の管理

当社は、この契約によって取得したダイワMMFについては、振替口座簿への記載または記録により管理します。

6. 果実の再投資

- (1) ダイワMMFの果実は、前月の最終営業日（その翌日以降に取得した場合には当該取得日）から当月の最終営業日の前日までの分を、当月の最終営業日に申込者に代って当社が受領のうえ、当該申込者の口座に繰り入れ、その全額をもって当月最終営業日の前日の基準価額で、ダイワMMFを申込者に代って取得いたします。
- (2) 当月の最終営業日の前日の基準価額が当初設定時の1口の元本価額（1口＝1円）を下回ったときは、前項（1）の規定にかかわらず、当月最終営業日以降、最初に、取得にかかる基準価額（営業日の前日の基準価額）が当初設定時の1口の元本価額（1口＝1円）に復した計算日の基準価額により、当該計算日の翌日に、ダイワMMFを申込者に代って取得いたします。

7. 返還

- (1) 当社は、この契約に基づくダイワMMFまたは果実について、申込者からその返還を請求されたときに返還いたします。この場合、当該請求にかかるダイワMMFについては、返還の請求があった日の翌営業日（以下「受渡日」といいます。）の前日の基準価額により、これを換金し、その金銭の引渡しをもって返還にかえるものいたします。
ただし、受渡日が取得日から30日以内の場合は、大和証券投資信託委託株式会社に代わりダイワMMF 1万口につき10円を信託財産留保額として申し受けます。
- (2) 前項の請求は、所定の手続きによってこれを行うものとし、その代金を申込者に返還いたします。

8. キャッシング（即日引出）

- (1) 申込者は、前条の返還請求に基づき当社が引き渡すべき金銭相当額について、返還の請求を行う日の当日に受け取りを希望する場合は、次の方法（以下「キャッシング」といいます。）によります。

キャッシングの申込みがあった場合、当社は、ダイワMMFの残高とキャッシングの申込みがあった日の前日までの果実に基づき計算した返還可能金額、又は100万円のうち、いずれか少ない金額を限度として、ダイワMMFを担保に、金銭を貸出すことができます。ただし、申込者の取引状況等により、貸出をしない場合もあります。

なお、返還可能金額は、次の計算式により算出します。

$$\text{返還可能金額} = \text{解約口数} \times \text{基準価額} + \text{解約されるダイワMMFに係るキャッシングの申し込みがあった日の前日までの分配金(A)} - \text{源泉税相当額} \{ (A) \times (\text{所得税率} + \text{住民税率}) \}$$

前号のキャッシング申込日に、当社は、当該請求日の前日までの計算に基づき、前号のキャッシングの貸出しによる金額に相応するダイワMMFについて、当該貸出しの担保としてその受益権に質権を設定すると同時に、前条の換金手続を行います。

前号の換金手続に基づく金銭の受渡日には、この金銭をもって自動的に貸出し残高金額の返済にあてます。当該金額のうち、第1号のキャッシング申込日から当該受渡日の前日までの果実から源泉税相当額を差し引いた金額

に相当する金額は、次の計算式により算出し、貸出し金利として当社がもらいうけます。

第2号の換金手続に基づく金銭 - 第1号のキャッシングの貸出しによる金銭

(なお、当該貸出し金利に相当する果実の明細は申込者にお知らせしないことがあります。)

当社は、第2号の換金を行う際の基準価額が、当初設定時の1口の元本価額(1口=1円)を下回ったときは、第2号の換金手続に基づく金銭と第1号のキャッシングの貸出しによる金銭及びその利息との差額を、申込者に請求できるものとします。

(2) 前項の申込みは、所定の手続きによってこれを行うものとし、その代金を申込者に返還いたします。

9. 解約

(1) この契約は、次の各号のいずれかに該当したときは解約されるものといたします。

申込者から解約の申し出があったとき。

当社がダイワMMFの累積投資業務を営むことができなくなったとき。

ダイワMMFが償還されたとき。

(2) 当社は、引き続き3か月をこえて払込金のない契約については、これを解約させていただくことがあります。

(3) この契約が解約されたとき、当社は遅滞なく保管中のダイワMMFおよび果実を7.に準じて扱店において、申込者に返還いたします。

10. 申込事項の変更

(1) 改名、転居ならびにお届出印の変更など申込事項に変更があったときは、申込者は、所定の手続きによって遅滞なく当社に届出いただきます。

(2) 前項のお届出があったとき、当社は、戸籍抄本、印鑑証明書、その他必要と認める書類等をご提示いただくことがあります。

11. その他

(1) 当社は、この契約に基づいてお預りした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。

(2) 当社は、次の各号によって生じた損害については、その責を負いません。

お届出印の押印された所定の受領書と引き換えに、この契約に基づくダイワMMFまたは果実を返還した場合。

印影がお届出印と相違するために、この契約に基づくダイワMMFまたは果実を返還しなかった場合。

天災地変その他不可抗力により、この契約に基づくダイワMMFの取得もしくはダイワMMFまたは果実の返還が遅延した場合。

(3) この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他その必要を生じたときは、改訂されることがあります。

以上